「福山市あんしん子育で応援ガイド」の発行に係る協働発行事業者を次のとおり募集しますので、参加を希望する者は手続を行ってください。

2025年(令和7年)8月15日

福山市長 枝 広 直 幹



1 趣旨

福山市(以下「市」という。)は、こどもがいる方やこれから子育てをされる方を主な対象として、出産や子育てに関する支援事業、相談窓口、教育・保育施設等の行政情報を掲載した冊子「福山市あんしん子育て応援ガイド」(以下「ガイド」という。)を発行するにあたり、子育て家庭が活用しやすい内容や企画・デザインにするため、民間事業者のノウハウを活用するとともに、民間事業者自らが募集する広告収入により、ガイドの企画、編集、印刷製本、納品をする事業(以下、「協働発行事業」という。)を行うことができる民間事業者を募集するもの。

2 協働発行事業の概要

(1) 名称

「福山市あんしん子育て応援ガイド」協働発行事業

(2) 事業内容及び制作物仕様

「福山市あんしん子育て応援ガイド」協働発行事業 仕様書のとおり

(3) 事業実施期間

協定締結の日から2028年(令和10年)4月30日まで

3 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成 14 年 法律第 154 号) に基づく更生手続開始の申立てを行っている者(再生手続開始又は更生手続開始の 決定を受けている者を除く。) でないこと。
- (3)この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは 指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4)福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (6) 福山市暴力排除条例(平成24年条例第10号)第2条第1号又は第2号又は第3号の規定に該当しない者であること。

4 プロポーザル実施スケジュール

内 容	期日
 公告 	2025年(令和7年)8月15日(金)
② 実施要領等の配布期間	2025年(令和7年)8月15日(金)から
	8月29日(金)午後5時まで
③ 質問書受付期間	2025年(令和7年)8月15日(金)から
	同月22日(金)午後5時まで
④ 質問書に対する回答期限	2025年(令和7年)8月26日(火)
⑤ プロポーザル参加申込書の	2025年(令和7年)8月15日(金)から
提出期間	同月29日(金)午後5時まで
⑥ 参加資格審査結果通知	2025年(令和7年)9月1日(月)
⑦ 企画提案書及び提案見積書の	2025年(令和7年)9月1日(月)から
提出期間	同月16日(火)午後5時まで
⑧ プレゼンテーションの実施	2025年(令和7年)9月17日(水)
⑨ 選定結果の通知	2025年(令和7年)9月18日(木)(予定)

5 実施要領等の配布場所

福山市保健福祉局ネウボラ推進部ネウボラ推進課

〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号(本庁舎7階)

※福山市ホームページ (https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/neuvola/) からもダウンロードできます。

6 契約の相手方の最優先候補者の選定について

企画提案書は、「福山市あんしん子育で応援ガイド」協働発行事業者選定委員会において審査 し、最も高い評価を受けた企画提案書の提案者を契約の相手方の最優先候補者として選定する。

7 契約の締結について

最優先候補者と選定された事業者と契約に関する協議を行い、契約の締結を行う。なお、最優 先候補者との協議が整わない場合は、最優先候補者に次いで高い評点を得た事業者(以下順次) と契約に関する協議を行う。

8 その他

本プロポーザルに関する詳細は、「福山市あんしん子育て応援ガイド」協働発行事業者プロポーザル実施要領に定めるところによる。